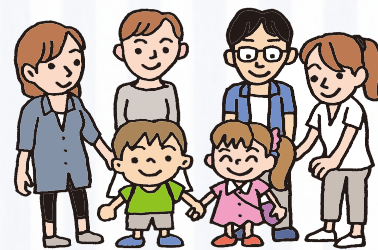




子ども・子育て支援新制度 来年4月からスタート予定

☎子育て支援課 70・5615

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、来年4月から始まる予定です。



認定こども園の普及や
地域型保育事業創設へ

新制度は、わが国の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」などに基づくものです。

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所が多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、双方の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及が図られます。また、少人数の単位で子どもを保育する「地域型保育事業」を創設し、身近な保育の場の確保を図っていきます。

施設など利用希望者を
3つの区分ごとに認定

新制度により、保育などの施設や事業の利用を希望する保護者は、市が定める基準に従い認定を受けることになります。

認定は次の3区分となります。

【1号認定】

対象 子どもが満3歳以上で教育を希望する場合

利用施設 幼稚園、認定こども園

【2号認定】

対象 子どもが満3歳以上で、就労などの保育が必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合

利用施設 保育所、認定こども園

【3号認定】

対象 満3歳未満で、就労などの保育が必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合

利用施設・事業 保育所、認定こども園、地域型保育事業

2号か3号の認定を受ける方は、フルタイム就労を想定した「保育標準時間」(利用時間最大11時間)と、パートタイム就労を想定した「保育短時間」(利用時間最大8時間)の利用区分に分かれます。

利用内容により異なる
新制度の手続きの流れ

新制度の手続きなどは、利用内容により異なります。利用などの流れは、次のとおりです。

幼稚園・認定こども園を利用する場合(1号認定)

幼稚園は、現行制度のままの園と、新制度に移行する園があります。現行制度のままの園の利用方法は、今までと変わりません。新制度に移行する園の利用方法は、別図1のとおりです。

保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用する場合(2・3号認定)

別図2のとおりです。新制度について、手続きの方法などの詳細が決まり次第、広報あやせや市ホームページなどでお知らせします。

新制度の教育・保育の場

幼稚園【3～5歳】

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施します。利用できる保護者の制限はありません。

認定こども園【0～5歳】

教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行います。新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、普及を図ります。

保育所【0～5歳】

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施します。共働き世帯など家庭で保育のできない保護者が対象です。

地域型保育事業【0～2歳】

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です。新制度では、新たに市町村の認可事業となります。



保護者の疑問など解消 新制度説明会を開催

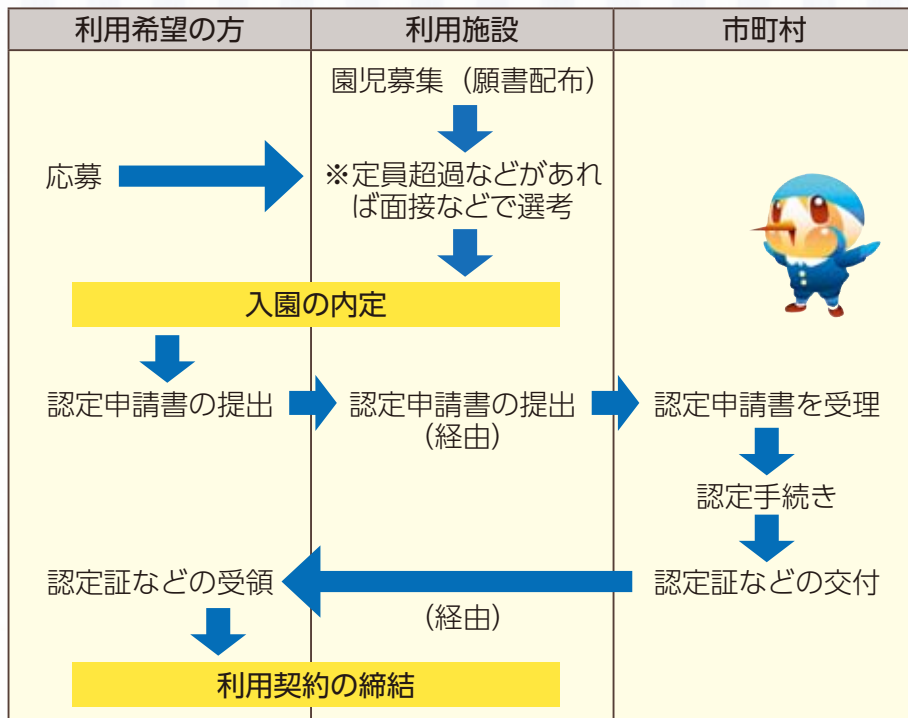
保護者の疑問を解消するため、スケジュールや手続きなど、新制度の概要についての説明会を開催します。

日時・場所・定員は表のとおりです。

☎9月26日までに子育て支援課へ電話、☎70・5701か✉hoiku@city.ayase.kanagawa.jp(☎☎の場合は「新制度説明会参加希望」の旨と希望日時、氏名、連絡先を要明記)。

日時 (時間は1時間程度)		場所	定員 (申込順)
9月28日(日)	10時から	市役所3階 309会議室	30人
9月29日(月)	①10時から ②14時から	市役所3階 314・315会議室	各90人

▼別図1



▼別図2

